

第 3 1 回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年1月14日(火) 午後3時00分～午後3時15分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 9人
 - 1番 島田 信成
 - 2番 清水 和夫
 - 3番 松島 章倫
 - 4番 天谷 雄一
 - 6番 武井 輝行
 - 7番 高田 洋子
 - 8番 天谷 豊
 - 9番 金子 節夫
 - 10番 横山 正行
4. 欠席委員 5番 諸井 政男
5. 事務局 事務局長 森戸 栄一 係長 國府田 諭 主任 大澤勇太
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 議案
 - 議案第 85号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第 86号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第3 報告
 - 報告第 41号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
 - 第4 その他
 - 邑楽町農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議決議について
7. 会議の概要

会長（天谷）	<p>それでは只今より、第31回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。</p>
事務局長（森戸）	<p>只今の出席委員数は、9名でございます。</p>
会長（天谷）	<p>事務局の報告の通り、本日の出席委員数は9名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第31回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。</p> <p><会長挨拶></p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号7番高田洋子委員、同じく9番金子節夫委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。</p> <p>次に議事日程第2、議案第85号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局(國府田)	<p>議案第85号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和2年1月14日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。申請人、土地の表示、申請理由、および転用目的等については議案書記載の通りでございます。資料につきましては1ページから4ページとなります。以上、委員の皆様のご審議の程、よろしくをお願いいたします。</p>
会長（天谷）	<p>事務局からの説明が終わりました。この件に関しまして、現地確認調査が行われております。担当委員からの報告をお願いします。</p>
9番（金子）	<p>9番金子です。1月10日に事務局と3班で行いました。申請地については、大字藤川字村西地内、案内図は資料の1ページ、付近状況図は2ページを参照してください。申請地は現在、植木が植えられ庭のようになっておりますが、この一部に建物がかかっている為、是正申請するものです。なお、農地区分は第2種農地と判断されます。3班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>

<p>会長（天谷）</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第86号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。1番について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>議案第86号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和2年1月14日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましても、5ページから8ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>1番（島田）</p>	<p>1番島田です。1月10日に事務局と3班で行いました。申請地は大字中野字新井地内、案内図は資料5ページ、付近状況図は6ページを参照してください。申請地は3方が住宅に囲まれた農地で、耕作しづらいような土地でした。農地区分は第2種農地と判断されます。3班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくをお願いします。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p>

<p>会長（天谷）</p>	<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして議事日程第3、報告第41号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>報告第40号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和2年1月14日、邑楽町農業委員長、天谷豊。</p> <p>こちらは市街化区域内における5条の届出によるものでございます。番号1番から2番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については、9ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>続きまして議事日程第4、その他邑楽町農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>昨年、奈良県内の町において、農業委員長と農業委員会職員が農地法違反の疑いにより逮捕された事案が発生しました。また、大分県の市において、農業委員長が収賄の疑いにより逮捕され、両方の事件ともマスコミに大きく報道されました。このことを踏まえ、昨年10月30日付けで農水省より、農業委員会等の綱紀粛正についてという通達が発出されたところがございます。この事態を重く受け止め、全国農業会議所では、農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせを決議しまして、農業委員会組織として、綱紀粛正の徹底を図っていくことを確認したところであります。これにより各農業委員会でも、総会等の機会において同様の決議を諮ることを、今年度内、可能であれば今月中に求められている現状です。よってここに議題といたしまして、決議を諮りたいと思いますのでよろしくお願いたします。それでは決議文を朗読し、説明に代えたいと思います。</p> <p>（以下決議文朗読）</p>

会長（天谷）

事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員、よって邑楽町農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議は採択されました。

以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第31回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和2年2月7日

邑楽町農業委員会 会長 天谷 豊

委員 高田 洋子

委員 金子 節夫